

特定民間再開発事業及び地区外転出事情の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年11月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第65号

特定民間再開発事業及び地区外転出事情の認定に関する規則の一部を改正する規則

特定民間再開発事業及び地区外転出事情の認定に関する規則（昭和60年岩手県規則第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下「政令」という。）第25条の4第2項及び<u>第16項</u>の規定による認定に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定民間再開発事業認定の申請)</p> <p>第2条 政令第25条の4第2項の規定による認定（以下「特定民間再開発事業認定」という。）を受けようとする者は、特定民間再開発事業認定申請書（<u>様式第1号</u>）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(地区外転出事情認定の申請)</p> <p>第3条 政令<u>第25条の4第16項</u>の規定による認定（以下「地区外転出事情認定」という。）を受けようとする者は、地区外転出事情認定申請書（<u>様式第2号</u>）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 地区外転出事情認定を受けようとする者のうち、政令<u>第25条の4第16項</u>に規定する個人又は当該個人と同居を常況とする者（次号において「申請者等」という。）の住民票の写し</p> <p>(2) [略]</p> <p>(認定済証の交付)</p> <p>第6条 知事は、第4条の規定により特定民間再開発事業認定をしたときは、特定民間再開発事業認定済証（<u>様式第3号</u>）を交付するものとする。</p> <p>2 知事は、前条の規定により地区外転出事情認定をしたときは、地区外転出事情認定済証（<u>様式第4号</u>）を交付するものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下「政令」という。）第25条の4第2項及び<u>第17項</u>の規定による認定に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定民間再開発事業認定の申請)</p> <p>第2条 政令第25条の4第2項の規定による認定（以下「特定民間再開発事業認定」という。）を受けようとする者は、<u>別に定める様式による</u>特定民間再開発事業認定申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(地区外転出事情認定の申請)</p> <p>第3条 政令<u>第25条の4第17項</u>の規定による認定（以下「地区外転出事情認定」という。）を受けようとする者は、<u>別に定める様式による</u>地区外転出事情認定申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 地区外転出事情認定を受けようとする者のうち、政令<u>第25条の4第17項</u>に規定する個人又は当該個人と同居を常況とする者（次号において「申請者等」という。）の住民票の写し</p> <p>(2) [略]</p> <p>(認定済証の交付)</p> <p>第6条 知事は、第4条の規定により特定民間再開発事業認定をしたときは、特定民間再開発事業認定済証（<u>様式第1号</u>）を交付するものとする。</p> <p>2 知事は、前条の規定により地区外転出事情認定をしたときは、地区外転出事情認定済証（<u>様式第2号</u>）を交付するものとする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式第1号及び様式第2号を削り、様式第3号を様式第1号とする。

改正前	改正後
<u>様式第4号</u> （第6条関係）	<u>様式第2号</u> （第6条関係）

<p>[略]</p> <p>下記の者は、租税特別措置法施行令第25条の4第16項に規定する地区外転出事情があるものとして認定したことを証する。</p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p> <p>下記の者は、租税特別措置法施行令第25条の4第17項に規定する地区外転出事情があるものとして認定したことを証する。</p> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の特定民間再開発事業及び地区外転出事情の認定に関する規則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書について適用し、同日前に提出した申請書については、なお従前の例による。